

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	南伊勢町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.town.minamiise.lg.jp/admin/shoshiki/mynumbertop/1569.html

執行機関名 南伊勢町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)により子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南伊勢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月15日条例第39号)第4条1項2項(別表第1の3の項、第2の3の項) 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)により子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年五月二十七日)第1条	南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、子ども・子育て支援法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図る為、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、 <u>児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</u>	この条例は、障がい者、一人親家庭等の母又は父及び児童並びに <u>子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4条 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年10月1日)第3条
②事務の内容	児童手当法第七条第一項の児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	子ども医療費の一部助成に係る受給資格の認定及び更新についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4条第1項 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年10月1日)第3条第1項、第2項
②情報提供者	市町村	市町村
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手法第七条第一項の一般受給資格者をいう。ロ及び次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手法第七条第一項の一般受給資格者をいう。ロ及び次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 ロ	南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4条第3項
②情報提供者	市町村	市町村
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る支給要件児童(児童手当法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。次号において同じ。)又は当該請求に係る一般受給者に係る住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>	当該請求に係る支給要件児童(児童手当法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。次号において同じ。)又は当該請求に係る一般受給者に係る住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 3 号	南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4条 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年10月1日)第3条
②事務の内容	児童手当法第二十六条(同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	子ども医療費の一部助成に係る受給資格の更新についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 3 号 イ	南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4条第2項 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年10月1日)第3条第1項、第2項
②情報提供者	市町村	市町村
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る一般受給資格者に係る <u>市町村民税に関する情報</u>	当該届出に係る一般受給資格者に係る <u>市町村民税に関する情報</u>
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 3 号 ロ	南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4条第3項
②情報提供者	市町村	市町村
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る支給要件児童又は当該届出に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>	当該届出に係る支給要件児童又は当該届出に係る一般受給者に係る住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>
備考		